

応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会

奨励賞規程

1. 本規程は有機分子エレクトロニクスおよびバイオエレクトロニクス分野の進歩向上に貢献すると期待される優れた若手研究者に対して公益社団法人応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会が行う表彰について定める。
2. 本表彰を「応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス分科会奨励賞」（略称：M&BE 奨励賞）という。
3. 表彰の対象者は原則として表彰時の前年 12 月末日までの 3 年間に発行された有機分子エレクトロニクスおよびバイオエレクトロニクス関係の原著論文の著作者個人とする。
4. 受賞候補者は、原則として有機分子・バイオエレクトロニクス分科会会員で、対象論文における投稿受理日の時点で満 35 歳未満の者とする。
5. 受賞者は公募に応じた自薦および他薦の候補者から選考する。
6. すでに公に顕著な賞を受けた論文は、候補対象とされない場合がある。
7. 表彰は原則として毎年 2 件以内とする。
8. 表彰は賞状授与および記念品贈呈とする。
9. 表彰は毎年、秋季応用物理学会学術講演会中に行う。
10. 有機分子・バイオエレクトロニクス分科会常任幹事会は毎年 12 月までに受賞候補者募集要項を「有機分子・バイオエレクトロニクス分科会誌」（M&BE 誌）および「応用物理」誌上に公表し広く募集する。
11. 受賞者の選考は有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事長が委嘱した有機分子・バイオエレクトロニクス分科会表彰選考委員会が行う。
12. 受賞者が決定したとき有機分子・バイオエレクトロニクス分科会表彰選考委員会委員長は選考の経過および結果を有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事会に報告する。
13. 有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事長は、選考の経過および結果を応用物理学会理事會に報告する。
14. 本表彰の実施に関する必要な事項の審議および決定は有機分子・バイオエレクトロニクス分科会幹事会が行う。
15. 本規程の改正は、分科会で定め、総務担当理事が承認し、理事會に報告する。

附則 本規程は 2002 年 9 月 25 日より実施する。

2004 年 7 月 6 日 一部変更

2012 年 10 月 12 日 一部変更

2023 年 9 月 26 日 改正 総務担当理事承認